

請 願 書

【件名】 町民の矜持が許さないボートピア設置計画の中止を求める請願

【要旨】 津幡町がギャンブル場で町の活性化を図ることは町民の誇りを傷つけるので、民意に沿ってボートピア設置計画を中止してほしい。

【理由】 津幡町議会は地元とされる舟橋区から出たボートピア誘致を求める請願を2006年の6月議会で採択し、10月には町長が議会の決定を民意と解し設置への同意を表明している。

議会採択の背景には、議員たちがすでに、いくつかの他地域のボートピアを視察し、交通上も治安上も問題なく、町の新たな産業となり、また財源ともなると期待していたことが挙げられている。しかし、同年の秋から起こった反対運動はわずか4ヶ月で町内の参政権有権者の半数を超えるボートピア設置に反対する署名を集め、民意はボートピア設置を認めていないことが明らかになった。

ボートピアに町の活性化を期待する議員たちに欠けていたのは、町民の多くがボートピアに反対する真の理由への理解である。町民は、金沢市に隣接し人口が増え交通の要衝として発展しつつある未来への希望あふれた津幡町が、また、田園や山河に囲まれた美しい風土にある津幡町が、ギャンブルで町興しを計画することに大きく誇りを傷つけられたのだ。わずか財政規模の0.2パーセントの環境整備費欲しさに、近隣他市町にとっては迷惑の種でしかないギャンブル施設を受け入れ町の品位を損なうことは町民の矜持が許さなかったのだ。治安、交通、教育の上で何の問題もないといくら胸を張られても、それらは二義的な問題である。

自分たちが信念をもって受け入れたギャンブル場であるならば、民意を覆す努力もなされてしかるべきであった。ところが、町民から出たボートピアの説明会や学習会の要求をことごとく議会は退けてきた。あたかも規定路線以外の思考は許されていないかのようなようである。

掛け違えたボタンを直し、身だしなみを整え、誇りある津幡町に戻るのには早いに越したことはない。ボートピア設置計画を中止する議決を求めてこの請願を提出する。

以上、地方自治法第124条の規定によって請願する。

2009年11月17日

津幡町議会議長 谷口 正一 様

請願団体 津幡町民の誇りを守る会

代表 中村政利

津幡町字能瀬口150番地

紹介議員 津幡町議会議員 前田幸子
中村一子
塩谷道子